

2020年4月30日
株式会社 パシオン

新型コロナウイルス感染症の感染予防と感染拡大防止に関する 弊社の対応につきまして

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

弊社および関連会社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、お客様、お取引先様、弊社に入社を希望される学生や学校様、従業員とその家族の感染予防と感染拡大の防止に努め、事業継続に向けた施策を進めております。今後も感染予防と感染拡大の防止を最優先としつつ、お客様へのベストソリューションのご提供を継続してまいります。

現時点で実施しております弊社の対応は以下のとおりです。

今後も最新の状況に応じた必要な諸処置を実施してまいりますので、何卒ご理解を賜りましてご協力いただけますようお願い申し上げます。

記

<基本方針>

弊社および関連会社は、新型コロナウイルス感染症への対策を実行し、感染予防と感染拡大の防止に努めるとともに、感染流行期にも事業の継続を維持し、社会的責任を遂行するものとする。

1. お客様、お取引先様、弊社に入社を希望される学生や学校様、従業員とその家族、そして、地域社会を含む人々の生命の安全を最優先とする。
2. 感染発生時には、行政機関と連携の上、諸施策を実施し、二次感染の極小化に努める。
3. 弊社取締役による「新型コロナウイルス対策本部」を設置して、状況に応じた施策を迅速に決定して実行する。

<感染予防および感染拡大リスク低減のための主な対応>

1. 勤務形態については、お客様や開発環境の事情を考慮したうえで、在宅でのテレワーク、フレックスタイム制度を活用しての時差出勤などを推進。
2. **年次有給休暇とは別に特別有給休暇として「新型コロナウイルス感染症関連休暇」を新設し、感染疑や感染予防のための自宅待機、小学校の休校等で家族支援を行う社員をサポート。**
3. 従業員は毎日体温を測定し、37.5℃以上の発熱等、風邪の症状が見られる場合、および健康観察対象者は自宅待機。

4. 従業員に感染を疑われる症状が認められた場合は、日本渡航医学会及び日本産業衛生学会の指針に従って、次のように対応。
 - (ア) 発症から3日以内に服薬等を行わずに症状が消失した場合は、指針に示された時間に渡って症状が消失したままであれば出勤可能とする。
 - (イ) 発症から4日経過しても症状の改善が認められない場合は、しかるべき機関で検査を受ける。
5. 複数の社員が集まる社内会議や懇親会は原則禁止とし、オンライン会議を促進。
6. 国内出張は原則自粛とし、**海外出張及び国内外への旅行はゴールデンウィークの帰省を含め、原則禁止。**
7. 採用活動は、応募者とオンラインでのコンタクトを継続し、面接は当面延期。
8. 新入社員研修は、原則としてテレワーク研修とする。

<弊社にご来社いただく方々へのお願い>

1. 以下の方につきましてはご来社をお控えいただきますようお願いいたします。
 - (ア) ご本人に以下の症状がある方
 - ① 風邪の症状、強い倦怠感や息苦しさ
 - ② 鼻水や咳、味覚や臭覚の障害
 - ③ 嘔吐や下痢の他、感染が疑われる症状
 - (イ) 健康観察対象者の方
2. ご来社の際は万が一の際の感染拡大の防止に備えて、来客票にご記入いただき、連絡先を控えさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
なお、いただきました情報は弊社個人情報保護方針に従い適切に管理致します。
3. マスク着用のご協力をお願いいたします。

<弊社に感染者が判明した場合の対応>

1. 弊社および関連会社において感染が確認された場合、ただちに所管の保健所に報告のうえその指導のもと、濃厚接触者や健康観察対象者の特定、感染者の行動履歴の調査およびそれに応じた建屋の消毒、事業所の一時閉鎖等に協力してまいります。
2. 弊社は、お客様、お取引先様、弊社に入社を希望される学生や学校様、従業員とその家族、そして、地域社会を含む人々の安全を最優先として、これらを適切に実行してまいります。

以上